各種証明交付申請書

（郵送請求用）

糸満市長様

　　　　　　　　　　　　　　下記のとおり申請いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ◆ １．申請者 | 申請年月日 | 　　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 氏名 | フリガナ | 生年月日 | 大正・昭和・平成・令和　　　　　 　年　　　　　月　　　　　日 |
| 署名 |
| 日中連絡先 | 　　 　　　- 　　　　　　-  |
| 住所 |  |

◆ ２．どなたの証明が必要ですか（証明対象者）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名（名称） | □　1と同じ（記入不要） | フリガナ | 生年月日（設立年月日） | 大正・昭和・平成・令和　　　 　 　年　　　 　月　 　　　日 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※法人は印必須です）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 住所 | □　１と同じ（記入不要） | 　（現住所が糸満市外の場合は、糸満市での最終住所を記入してください） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **〇 所得課税証明書**　　　　　　　　　□　一般用　　□　児童手当用 | ３００円 |  年度 |  通 |
| **〇 課税・非課税証明書**　　　　　　　□　個人用　　□　世帯用 | ３００円 |  年度 |  通 |
| **〇 扶養証明書** | ３００円 |  年度 |  通 |
| **〇 市県民税申告書の写し** | 無料 |  年度 |  通 |
| **〇 営業証明書**　　　　　　　　　　　　□　法人用　　□　個人用 | ３００円 |  年度 |  通 |
| **〇 納税証明書** | * 住民税
 | ３００円 |  年度 |  通 |
| * 固定資産税
 | ３００円 |  年度 |  通 |
| * 軽自動車税
 | ３００円 | 年度 | 通 |
| * 法人住民税
 | ３００円 |  年度 |  通  |
| **〇 完納証明書**□　一般用　　□　酒類販売用　　　　　　　　　　　　　　　　　 　□滞納がないことの証明書 | ３００円 | ――  |  通 |
| **〇 軽自動車税（車検用）　（標識番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　）** | 無料 |  年度 |  通 |
| **〇　標識交付証明書／廃車証明書　（再発行）****（標識番号：糸満市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）** | ３００円 |  | 通 |
| **〇 その他証明**（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　 |  |   |  通 |
| 使用目的 | 　□ 金融機関提出　□ 在留資格申請　　□ 補助金・給付金関係　□ 児童手当等受給　□ 学校提出　□ 公営住宅入居　□ 医療機関提出　□ 健康保険加入　□ 職場提出　□ 確定申告用　　□ 車検用　□　公的機関入札等申込　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

◆　３．申請する証明書

**郵送請求に必要な書類**

①　各種証明交付申請書（郵送請求用）：この様式

②　必要通数分の手数料分の定額小為替（郵便局で購入・何も記入しないでください）

③　**申請者**の身分証のコピー（マイナンバーカード、免許証など）

④　返信用封筒（送付先の住所・宛名を記載。切手貼付けてください。

⑤　代理人の方が申請する場合は、委任状を同封してください。

⑥　軽自動車税（車検用）納税証明の発行は、車検証のコピー

**※書類不備の場合は、交付することができません。**

**郵送請求先**

**〒９０１－０３９２**

**沖縄県糸満市潮崎町１丁目１番地**

**糸満市役所　税務課　郵送請求担当　宛**

**お問い合わせ　　税務課　TEL：０９８－８４０－８１２９**

※証明書がお手元に届くまでには、およそ１週間程度かかります。

※連絡先電話番号は、日中（9：00～17：00）に対応可能な番号を記入してください。

※注意※

●証明書に記載される内容について

・所得課税証明書　⇒　所得額、控除額、課税額、扶養人数

・課税証明　⇒　課税額のみ

・非課税証明　⇒　額の表示はなく、非課税である旨を記載

●所得課税証明の所得額は、前年分の所得を表すものです。

　例）令和６年度所得課税証明書　⇒　令和５年分の所得

●所得課税・課税証明の年度の切り替えは、６月１日となります。

　令和６年度（令和５年分）課税証明書が、発行可能となるのは令和６年６月１日以降です。

●市県民税の課税は、原則１月１日時点の住所地で課税となります。

　例）R5.1.1＝糸満市　R5.3.31に市外へ転出した場合　R5年度課税（R5.6.1課税）＝糸満市にて証明発行

※返信用の切手代が不足する場合は、受取人支払として返信します。